（照会先）
独立行政法人国立病院機構
九州グループ　人事担当
電話　092-852-1701

令和８年１月８日
独立行政法人国立病院機構
九州グループ

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構長崎医療センターにおいて、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第９２条第１号の規定に基づく懲戒処分を行いました。

事　項	内　　容
事案の概要	兼業の許可を受けていないにもかかわらず、 夜間の接待を要する飲食店において業務に従事し、 報酬を得ていた職員に対して懲戒処分をするもの
処分年月日	令和８年１月８日
処分量定等	処分内容：減給 被処分者：臨床工学技士（２０歳代）